

2025年3月7日

都道府県ライフセービング協会
JLA 加盟クラブ 各位

第2種加盟クラブの6年目以降継続登録について

日頃より日本ライフセービング協会（JLA）の諸事業に対しまして多大なるご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

つきましては、本協会の定める基本規程の第4章「加盟クラブ」の各条項に基づき、第2種加盟クラブの6年目以降の登録について再度お知らせいたします。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

記

【概要】

JLA 基本規定 第4章 第1節 第3条に基づき第2種加盟クラブの登録は5年間までとし、6年目以降の第2種加盟クラブは第1種加盟クラブでの登録を原則とします。必ず第1種加盟クラブでの登録をお願いいたします。

これは2019年～2024年までの6年間、継続して第2種登録されたクラブが対象となります。

ただし、JLA 基本規定に基づき、JLA 理事会で特別に認められた場合は、第2種加盟クラブでの継続登録を可能とします。この場合、第1種加盟クラブとして申請ができない理由を明確にし、1) 書面にて都道府県協会へ申請、2) 都道府県協会による確認後、3) JLA 理事会での審査を受ける必要があります。また、この審査によっては認められない場合もあります。

【第2種登録を継続申請されるクラブについて】

第2種加盟クラブが、2025年度も継続して第2種登録を行う場合、加盟クラブは以下の書類を、管轄する都道府県協会に提出し審査を受ける必要があります。

【提出書類】

- ① 第2種クラブ継続登録 申請書（添付 Word ファイル）
- ② そのほか必要な書類（メンバーリストなど、判断に必要とされる資料）

【提出先】

管轄する都道府県協会の事務局

【提出期限】

3月24日（月）18:00まで

【問合せ先】

公益財団法人日本ライフセービング協会

担当：川地

メール：info@jla.gr.jp

【LIFESAVERS での今後の流れ】

まずは例年通り、加盟クラブによる登録申請および都道府県協会の承認作業を行ってください。

▼2025 年度 登録案内

https://life-savers.jp/themes/jla/assets/files/document/2025_registration.pdf

- 1) 加盟クラブ側が県協会に希望する種別で「登録申請」する。
- 2) 県協会が「承認」する。
- 3) クラブ側が「登録費」を支払う *1)~3)は3月9日まで
- 4) メンバーが加盟クラブに登録することができる *3月9日以降
↑ここまでは例年通りの登録、承認作業をおこなってください。

-
- 5) 3月24日以降、資料が整った後に「種別変更」について対応いたします。
(第2種継続登録の承認または第1種への判断)
 - 6) 新年度以降、登録種別変更がある場合は期中での登録削除、再申請による支払い。
 - 7) 後日、返金対応する(以下、参照)

*5)以降については、改めて都道府県協会へとアナウンスいたします。
なお、支払い後に種別変更があった場合、クラブへの返金対応が発生します。
返金はシステムでは対応できないので個別口座でのやりとりとなります。

【継続登録申請書および資料の内容により「第1種登録」と判断された場合】

*3月24日以降となります。

該当する第2種クラブは登録を削除し、第1種にて登録し直す必要があります。
上記1)~6)までを第1種にて登録し実施してください。

■当初2種 → 変更1種

- ・当初 15000 円
- ・変更 60000 円 合計 75000 円の支払い
(システム上、差額分 45000 円のみでの支払いはできないため第1種登録分も支払いとなります)

加盟クラブには後日「15000 円」を返金いたします。

JLA から 5000 円、県協会から 10000 円、をクラブの口座へ返金となります。

【継続登録申請書の内容により「第2種登録継続可」と判断された場合】

*3月24日以降となります。

- ・必要な対応事項はございません。

ただ、2026 年度での第1種登録に向けて必要なリソースを
加盟クラブと都道府県協会にて議論の上、必要なサポートを JLA にご連絡ください。

LIFESAVERS の操作問合せフォーム <https://life-savers.jp/inquiry/input>



水辺の事故ゼロをめざして
日本ライフセービング協会